

No.	質問	回答
1	陸上競技場だけでなく野球場や体育館も老朽化が進んでいると認識しておりますが、今後の貴市における再整備や大規模改修の予定で決まっているものや構想がありましたら、ご教授いただけますでしょうか。	本市では、令和5（2023）年3月にこの先20年間を見据え、令和16（2034）年度までの施設の存廃及び維持管理を含めた方向性を示した「立川市体育施設のあり方」を公表しております。現在実施することが決まっている改修は、柴崎市民体育館の改修であり、令和7（2025）年4月1日より令和8（2026）年3月31日まで休館して中規模改修工事を実施する予定です。
2	実施要領内にご記載いただいている利用人数は本事業への参画検討において参考としづらく、各施設の収支状況をご開示いただけないでしょうか。 ※利用人数は特に団体利用ですと、各施設の独自ルールでカウントされており、実態に合っていないケースが多いことと、例えば団体利用ですと利用人数よりも有料団体利用件数の方が重要な指標となります。且つ、減免利用件数もいただけないと判断が難しいところがございます。	屋外体育施設における各施設ごとの収支状況はありません。なお、柴崎市民体育館については、市ホームページの指定管理者制度の運営状況評価に掲載してあります。
3	今後の想定されている発注スケジュールを大まかにお示し頂きたく存じます。	現時点では、令和11年度の供用開始を目途に準備を進めておりますが、事業スケジュールについては、今回のサウンディング調査の結果や社会経済情勢等も踏まえて調整を行なうこととしており、現時点では調整中です。
4	本件は運營業務が主体となりますが、「設計・施工・工事監理」を維持管理・運営と別途ご発注頂きたくことは可能でしょうか。 建設物価が高騰しており一体の発注となりますと事業者の見積額が予定価格に収まらないことが想定されるため、先行して「設計・施工・工事監理」を発注頂ければと存じます。	今後、本事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
5	「設計・施工・工事監理」の一括発注にして頂くことは可能でしょうか。 また、「設計・施工・工事監理」を同一企業で応募可として頂くことは可能でしょうか。	今後、本事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
6	スタンドの想定イメージをお示し頂けますでしょうか。	簡易なスタンド（日除け屋根、ベンチあり。構造はRC造を想定）の設置を予定しております。また、芝生の観覧エリアを予定しております。
7	既存陸上競技場メインスタンド解体に至った経緯をご教示いただけますでしょうか。	既存の陸上競技場のメインスタンドは、老朽化に伴い安全を確保するため令和5年度に解体しております。
8	現地に仮設トイレがありました、常時設置されているのでしょうか。	現地見学会前日の行事で設置されていたものであり、常時設置はされていません。
9	陸上競技場は公認取得を計画されていますでしょうか。	現時点におきまして、第3種公認相当の施設として整備する方向で検討しております。
10	陸上競技場、野球場、庭球場・フットサル場、運動広場について、現在の主な利用団体を施設毎に御教え下さい。	現在の主な利用団体は、陸上競技場は陸上競技協会、野球場は東京都高校野球連盟等、庭球場・フットサルは個人利用、運動広場には少年野球団体となっています。
11	運動広場について、利用種目を御教え下さい。	少年野球（硬式も可）及び少年サッカーを対象種目としております。
12	陸上競技場のインフィールドは、サッカーやラグビー等の利用もございますか。	現在の陸上競技場のインフィールド内は、ボール遊びゾーンとして、サッカー、軟式キャッチボール、バスケットボールなどのボール遊びをすることができますが、団体利用としてのサッカーやラグビーの利用はありません。

No.	質問	回答
13	陸上競技において、種目ごとの利用状況を御教え下さい。	現在陸上競技として、投てき種目（やり投げ、円盤投げ、砲丸投げ）については個人利用において利用日を定めて可能としています。なお、種目ごとの利用人数は把握していません。
14	陸上競技場のインフィールドにて、サッカー・ラグビー等種目ごとの利用状況を御教え下さい。	現時点におきまして、サッカー及びラグビーの利用はありません。
15	陸上競技場にて、再整備後はサッカーやラグビー等の利用も想定されていますか。また、大会等誘致の想定もあれば御教え下さい。	再整備後の陸上競技場においては、サッカー等を含め、より多くの市民が多目的にスポーツを楽しむ機能を付加するよう改修を進めております。大会等誘致については改修する内容により今後検討していく予定です。
16	陸上競技場の再整備後は、陸上競技連盟の公認を想定されていますか。またその場合第何種公認を想定されていますか。	現時点におきまして、第3種公認相当の施設として整備する方向で検討しております。
17	河川沿いの施設ですが、防球ネットや施設等の建設において制限があれば御教え下さい。	本敷地は第一種低層住居専用地域であるため、第一種低層住居専用地域内に建築できる建築物の制限について、許可を受ける必要があります。また、建築物の高さは10mを超えることができないため、その高さを超える場合には、同様に許可を受ける必要があります。 敷地の一部が河川保全区域に含まれることから、整備する施設の構造、基礎、施工方法に制約を生じる場合があります。 本施設は、野球場と一体の敷地となっており、観覧場としての接道要件を満たさないことから、東京都建築安全条例に基づく許可を受ける必要があります。